

記者席配付資料
平成19年8月27日
保健福祉部児童家庭課
内線 5 4 5 6

いわて子育てにやさしい企業認証・表彰制度について

歯止めのかからない出生率の低下の要因として、子育てと仕事の両立が困難な雇用環境などが指摘されており、働き方の見直し(ワークライフバランス)を含めた少子化対策の推進が求められています。このような状況を踏まえ、中小企業の子育て(次世代育成)支援策を促進するため、平成19年9月から、子育て支援に取り組む中小企業の認証・表彰制度を創設することとしたものです。

記

1 認証制度について

子育てと仕事の両立支援など男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む企業を認証し、認証書を交付します。

- (1) 対象 県内に本社又は主たる事務所があり、従業員300人以下の中小企業
- (2) 認証基準 次世代育成支援対策推進法第12条に規定する「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
行動計画の内容に、子育て支援を推進する項目を盛り込むこと。
例：育児・介護休業法の義務規定を上回る育児休業制度
育児・介護休業法の義務規定を上回る看護休暇制度 など
育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (3) 申請手続 認証を受けようとする企業は、「認証申請書」等を保健福祉部児童家庭課に提出していただきます。

2 表彰制度について

認証制度の基準を満たし、積極的に子育て支援策に取組み、顕著な成果があった企業を知事表彰します。

- (1) 対象 認証企業のうち、表彰基準を満たす企業
- (2) 表彰基準 認証基準が実践されていること
独自性、先進性のある優れた取組みをしていること
過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと
- (3) 応募 表彰を受けようとする企業は、「応募用紙」等を保健福祉部児童家庭課に提出していただきます。

3 認証・表彰企業の周知について

県のホームページや広報誌に掲載するなど広く県民や企業に周知します。

4 他県の状況について

類似事業を含め、15道府県で実施されています。